

出席停止解除証明書

年 組 番

氏名

病名

上記の病名で、 年 月 日から療養中であつ

たが、主要症状が消退し、もはや感染の恐れがないものと認

め、

年 月 日より出席停止を解除します。

年 月 日

住所

主治医



出席停止期間の基準

病 名	期 間 の 基 準
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日（幼稚園は3日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること。
風疹	発疹が消失するまで （発疹後の色素沈着は登校園可）
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで （又は発疹出現後7日まで）
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで （発病後2週間は、入水禁止）
結核	排菌なく、病状により感染のおそれがないと認められるまで（予防投与は登校園可）
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢	医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス及びパラチフス	医師が感染の恐れがないと認めるまで

*いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。

*以下の疾患等については通常出席停止解除証明は不要ですが、学校園において異常発生した際は、出席停止となる場合があります。

手足口病・ヘルパンギーナ	伝染性膿痂疹（とびひ）
伝染性紅斑（りんご病）	溶連菌感染症
感染性胃腸炎	マイコプラズマ肺炎